

## 就業服務法施行細則

第一章 総則	
第 1 条	この細則は、就業服務法(以下、「この法律」という)第 82 号の規定に基づき定める。
第 2 条	直轄市、県(市)主務機関は、この法律の第 6 条第 4 項第 1 号の規定により、就業差別と認定する場合、関連政府機関、単位、労働者団体、使用者団体の代表及び学者専門家を招聘し、就業差別評議委員会を組成することができる。
第 3 条	この法律第 7 条の規定により設置される就業服務推進委員会は、各地区の就労市場状況に応じ、就業服務及び就労促進に関する事項を検討しなければならない。その設置ポイントは、各級の主務機関が定める。
第 4 条	この法律の第 13 条で定める使用者の委託を受け面接試験を行う者が負担すべき費用は次の通り: 1. 公告費 2. 出題費 3. 試験用紙及び採点費 4. 試験場の場所代 5. 行政事務費 6. 印刷、文房具及び用紙費 7. 郵便料金
第 5 条	公立就業服務機構は、使用者又は応募者がこの法律の第 14 条の規定に基づき提出した募集又は応募申請書類に、不実の記載、不完全な記載、又は法令に違反する場合、補正を通知しなければならない。(第 1 項) 申請者が前項の補正を行わなかった場合、公立就業服務機構はその申請の受理を拒絶することができる。(第 2 項)
第 6 条	この法律の第 15 条、第 24 条第 1 項第 5 号及び第 29 条で指すところの生活補助世帯とは、社政主務機関が社会救助法の規定に基づき認定する低所得者世帯を言う。
第 7 条	公立就業服務機構は、定期的にその業務区域内の給与変動、労働力需給の状況及び今後の見通しに関する分析等の資料を収集し、3ヶ月毎にそれが所属する中央、直轄市又は県(市)の主務機関に報告しなければならない。(第 1 項) 直轄市、県(市)主務機関は、前項で収集・分析した資料を、労働需給調節措置制定の根拠として、中央主務機関に提出しなければならない。(第 2 項)
第 8 条	公立就業服務機関は、この法律の第 17 条の規定に基づき就職相談を受け付ける場合、相談者の生理、心理状況及び学歴、経歴などの条件に応じ、就職に関する助言を行わなければならない。身心障害者については、職業再建への参加を支援する、又は職業能力又は希望に応じ、適当な就職に関する助言と支援を提供しなければならない。
第 9 条	この法律の第 24 条第 1 項第 3 号、第 25 条、第 27 条及び第 28 条で指すところの身心障害者とは、身心障害者保護法の規定に基づき、身心障害者手帳が交付される者を言う。
第 10 条	この法律の第 49 条で指すところの駐台外国機構とは、駐台外国機構及びその人員の特権と免責条例第 2 条で定める外国部の認可を経て設立される駐台外国機構を言う。
第 11 条	この法律の第 51 条第 1 項第 3 号で指すところの中華民国内で中華民国内に戸籍のある直系血族との共同生

	活が認可された者とは、出入国主務機関から家族呼寄せ(依親)を理由に居留証が発給された者を言う。
第 12 条	この法律の第 62 条第 1 項で指すところの証明書類とは、主務機関、警察機関又は海岸巡回防衛機関が発行する役務証明、労働検査証又はその他その身分を表明するに足りる書類及び検査実施の公文書を言う。(第 1 項) 主務機関、警察機関又は海岸巡回防衛機関は、実際の状況に応じ、前項で規定する証明書類を携帯した上で、当地の里長、鄰長と共に、外国人就労の場所又は外国人の不法就労の疑いがある場所の検査を行うことができる。(第 2 項)
第 13 条	この法律の第 69 条第 2 号で指すところの同じ事由とは、私立就業服務機構がこの法律の同じ条項及び号の規定に違反する行為を言う。
第 14 条	この法律の第 69 条第 3 号及び第 70 条第 1 項第 2 号で指すところの 1 年以内とは、最後の案件処分日から計算して前 1 年の期間を言う。
第 15 条	この細則は、公布日から施行する。

【この和訳は、参考のみの資料ですので、正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】

